

要望書（回答）

米艦船の入港を拒否すべき私たちの理由（意見）

（1）米国海軍に所属する「ラファエル ペラルタ」など艦船は、米国の軍事方針にしたがって、今日、インド洋～東中国海～東海（日本海）～オホーツク海にかけて軍事作戦に従事しています。具体的には、ロシアの艦艇などの監視、朝鮮民主主義人民共和国と中国を敵視し、軍事包囲網を構築しています。しかしそのように軍事行動に従事している艦船の入港を認めること事態、米国の軍事作戦に加担することになり、憲法にも違反し、武力行使を排した平和外交方針に反します。

（2）「ラファエル ペラルタ」が核兵器を搭載していないと断言することはできません。北海道などはこれまで、米国と外務省との外交交渉で「核の持ち込み」については事前協議の対象になっており、それが行なわれていないから「搭載はしていない」とのみ答えてきました。当該の自治体自身が自治の権限でもって艦船に乗り込み、臨検し、直接確認していないのです。

（3）米艦船が苫小牧港に入港した場合、水、飲料水、食料、燃料などを積み込み、また屎尿などの処理もします。これも立派な軍事行動の支援です。

（4）「ラファエル ペラルタ」の乗組員の健康管理を貴職はまったくできません。とりわけ、新型コロナウイルスに感染していないか、事前にチェックできる体制をとっていません。

（5）1997年の空母『インディペンデンス』、2000年の空母『キティホーク』の小樽港入港を画期として、米艦船がほぼ毎年恒例のごとく小樽港に、また函館港、苫小牧港、室蘭港など北海道の民間港に時々入港しています。商業港であるはずの苫小牧港が、千歳空港に近い大型の港ですから「有事」には軍港化すること（常時使用すること）は明らかです。貴職は苫小牧港の軍港化について声を大にして否定しますか。

（6）軍港化への器具の根拠は、行政当局はこれまで常に、「安保条約がある限り米軍・外務省から要請があれば埠頭が使用できる状況ならば拒否できない」と回答していることにあります。まさに民間港などを何時でも軍事利用できる安保条約の存在が大問題なのです。貴職は、「安保条約があるから」ではなくて、市民の平和と安全を脅かすこのような安保体制（地位協定）を批判し、その改定をこそ主張すべきなのです。この

ことは地方自治のあり方からも主張できます。現に、沖縄県知事や沖縄の市長村長は地位協定の抜本的見直しを主張しています。

【回答】（産業経済部港湾・企業振興課 担当）

港湾施設は、広く一般公衆の利用に供するものであり、どのような船舶であろうとも特定の者の利用を拒否することはできないとされています。

本市においては、非核平和都市条例に基づき、核兵器搭載の有無について照会した結果、外務省から核兵器を搭載していないことにつき、政府として疑いを有していないとの見解が示されているところです。

今後、港湾管理者である苫小牧港管理組合から岸壁の調整結果を受け、市として受入れの可否を総合的に判断することとなります。

さらに、新型コロナウイルス感染症に関する懸念については、今後、寄港受入れの判断をした場合には、米国に対し、国内における基本的な感染防止対策のとおり協力していただけるよう要請したいと考えております。

なお、軍港化への懸念につきましては、軍艦の母港となる港を軍港という意味とするならば、苫小牧港が軍港になるということはありませんことであり、もし仮に、そのような流れになった場合には断固拒否する考えです。